第4期第一種特定鳥獣(ツキノワグマ)保護計画の概要

1 背景及び目的

(1) 背景

- ○西中国地域(島根県、広島県、山口県)のツキノワグマは 、他地域から孤立して分布しており、平成6年度以降は国 による狩猟禁止措置がとられ、個体群の存続を図る措置が 積極的に講じられた
- ○一方、ツキノワグマは農耕地や人家周辺に出没し、農林業 被害や人身被害を発生させることから人との軋轢が問題と なっている

(2)目的

ツキノワグマによる人身被害を回避し、農作物被害を軽減 するとともに、地域個体群の長期にわたる維持を図る

2 保護すべき鳥獣の種類

ツキノワグマ

3 計画の期間

平成29年4月1日~平成34年3月31日(5年間)

4 特定鳥獣の保護を行う地域

山口県全域

5 これまでの取組み

西中国山地国定公園及び羅漢山県立自然公園の区域(7,832h) a) を、くくりわな架設禁止区域に設定 (~H31.10.31) ※第12次鳥獣保護管理事業計画で再指定予定

6 特定鳥獣の保護の目標

- (1) **現状**: 平成26~27年度生息状況調査結果 ○生息状況
 - ・分布:恒常的生息域は約8,000㎞ (第1期計画策定時の1.6倍に拡大)
 - 生息数:約460頭~約1,270頭(中央値約850頭) (前回:約450頭~約1,290頭(中央値約870頭) ※分布域は拡大傾向、生息数は安定傾向

(2)保護の目標

第3期に引き続き、「個体群管理」、「被害防止対策」、 「生息地の保護及び整備」、「普及啓発」に関する目標を 定め、これらによる総合的な施策を実施

(3) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

地域住民や市町、関係団体の理解と協力を得て、地域を中 (4)錯誤捕獲防止対策 心に関係者が一体となって取り組む

7 特定鳥獣の個体群管理に関する事項

(1) 地域個体群の管理にかかる基本方針

1)分布域管理

今まで以上に人との軋轢を増加させないため、分布域のさらなる 8 被害防止対策 拡大を防止する。個体群の保全を担保しながら農林業の盛んな地 域、人間活動の盛んな地域、恒常的な分布域外の個体についてはゾ (2)農林業家畜被害等の防止 ーニング管理に基づく計画的な管理方針に従って排除を行う。

②ゾーニング管理

ツキノワグマの生息状況や生息環境、人間活動等を考慮し、ゾー (5)新たな被害対策の開発及び効果的な対策の普及 ンごとに保護管理にあった施策を実施する。

ゾーン		定義	
Α	保護地域	ツキノワグマの健全な個体群の維持を担保する地域	
В	緩衝地帯	防除地域や排除地域の周辺地域	
С	防除地域	農林業等の盛んな地域	
D	排除地域	市街地、集落内の住宅密集地など人間の居住地域	

※西中国地域は、ツキノワグマの生息地と人間の生活域が混在する場合が 多いことから、市町と連携を強化し、関係者間で共通認識の基で各ゾーン における個体群の適切な保護管理を推進する。

③個体数管理

主要生息地域での生息密度が回復に向かうことが見込まれ個体 数がさらに増加し当地域のツキノワグマの個体数が個体数水準4 (成獣で800頭以上)となる場合、または東中国地域個体群との繋 がりが明らかとなった場合には、必要に応じて次期計画以降におい て、第二種管理計画への移行や狩猟解禁の検討

(2) 捕獲の管理にかかわる基本方針

被害防除はまず非致死的な方法を検討し、やむを得ない場 合に個体の除去を検討

<除去頭数の上限目安値は西中国3県で年間80頭>

=年間出生数最小値(99)-年間死亡数最小値(19)

※近年ツキノワグマの分布域が広がり、被害が発生するおそれが高まって 12 その他特定鳥獣の保護のために必要な事項 いる。そのため、農林業地、市街地などの排除地域・防除地域での人身事 (1)計画の実施体制 故の回避を強化するため、里山特定個体、問題グマの捕獲を適宜行なう。 里山特定個体、問題グマの捕獲によって単年度の除去頭数が上限目安値 80 頭を超えた場合は、その範囲が推定個体数の最小値の 3% (14 頭) ま でとなるように対策を行う。

(3) 学習放獣

- ① くくりわな及び箱わな等の適正な設置及び管理の指導
- ② 錯誤捕獲個体の放獣
- ③くくりわな架設禁止区域の設定
- (5) 大量出没時の対応

- (1)人身事故の防止
- (3)被害発生時の対応策の改善
- (4) 追い払い等の管理体制整備

9 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

- (1) 生息環境の保護
- (2) 生息環境の整備

10 普及啓発

11 モニタリング等の調査研究

(1)個体群のモニタリング

生息数及び生息動向をより正確に推定するためには、従来 のモニタリング調査を継続することが必要

3県共通で実施しているモニタリング調査

調査内容	実施年	調査地域	調査目的
標識再捕獲	H10~	主要生息地	主要生息地域の生息密度の把握と西中
法調査	去調査 日10~		国地域全体の個体数の推定
出没•捕獲 情報調査	H10~	西中国全域	西中国地域の恒常的分布域の把握
シードトラッ プ調査	H24~	西中国全域	堅果類の資源量の把握及び大量出没予 想のための基礎情報の収集
カメラトラッ プ調査	H26~	西中国全域	標識再捕獲法調査の検証及び主要生息 地域外の生息密度推定

(2) 里山特定個体のモニタリング

- (2)計画の点検と見直し

計画による目標の達成度や、その結果、妥当性を科学部会 において評価、点検し、計画期間内においても必要に応じて 修正を図るものとする